

## 1 被告答弁書「5 求釈明」記載の求釈明事項に対する回答

### (1) 求釈明事項(1)及び(2)について

本訴請求の当否判断のために、個々の懲戒請求が違法であるか適法であるかを論じる必要がなく、釈明の要を認めない。

なお、少なくとも、具体的な理由を付していない懲戒請求、及び、付していても被告答弁書と同趣旨の理由による懲戒請求は、違法な請求である。

### (2) 求釈明事項(3)について

本訴請求の当否判断のために、個々の懲戒請求が自発的になされたか不本意になされたかを論じる必要はなく、釈明の要を認めない。

### (3) 求釈明事項(4)について

被告の指摘のとおり、一般市民の懲戒請求が違法であることは、本訴における被告の不法行為の成立要件ではない。

その根拠は、請求の原因として訴状に記載したとおりである。

### (4) 求釈明事項(5) ないし について

今後、必要に応じて主張及び立証を行う。

### (5) 求釈明事項(5) について

本件は前例のない大量の懲戒請求がなされた事案であり、どのような手続がとられるのか、原告らには予測ができない。ただし、少なくとも広島弁護士会規及び弁護士法の定めに従って進められると思われる。

## 2 被告に対する求釈明

(1) 被告自身が、現在、原告らに懲戒事由があると判断している根拠は後記の9項目であり、これらに尽きるという主張と理解してよいか。

(2) 答弁書80頁によると、被告自身が、本件被告発言の当時、原告らに懲戒事由があると判断した根拠は後記の9項目であり、これらに尽きるという主張と理解してよいか。

(3) 被告自身が、本件被告発言の当時までに原告らに懲戒事由があると判断した根拠及び根拠資料を、資料についてはその特定及び入手経路を含めて、全て具体的に明らかにされたい。

#### 記

現弁護団（原告ら）は、犯行事実たる動機、犯意を生じた時期、犯行態様等について差戻審で原則争ってはならない（答弁書13頁）  
現弁護団の差戻審での主張・立証は情状に関する主張・立証としては許されない（答弁書16頁）

裁判上、被告人の主張の変更は原則許されない（答弁書25頁）  
現弁護団には、差戻審における主張以前に、そもそも弁護士会に対する信用を失い、弁護士の品位を失うべき行為があった

ア) 本件刑事事件最高裁弁論期日の欠席（答弁書37頁）

イ) 麻原弁護団の控訴趣意書の不提出（答弁書41頁）

現弁護団は社会が抱いている疑念を払しょくする義務を負う（答弁書45頁）

原告らに懲戒事由がないと今後弁護士会が判断したとしても、一般市民の懲戒請求自体が違法になるわけではない（答弁書49頁）

原告足立によるスピード違反事件（答弁書81頁）

原告足立のテレビ番組における不作為（答弁書82頁）

原告足立及び訴外安田弁護士のシンポジウムへの関与及びその内容（答弁書82頁）

以上